

上里町建設工事における現場代理人の常駐規定の緩和措置に関する取扱い

上里町建設工事請負契約約款第10条の規定に基づく現場代理人の常駐規定の緩和措置についてその取扱いを定める。

1 緩和措置を行う工事の対象

次に掲げる全ての条件を満たす工事について、当該工事に従事する現場代理人の常駐規定の緩和措置を行うことができるものとする。ただし、1人の現場代理人が兼務することができる工事件数は2件までとする。

- 1) 当初設計金額(税抜き価格)が1件あたり、3,500万円未満であること、かつ工事現場が本庄県整備事務所管内であること。
- 2) 発注時点(公告・指名通知時)において兼務が認められている工事であること。
ただし、兼務する工事の発注者が上里町以外の地方公共団体(本庄農林振興センター、本庄県整備事務所、本庄市、神川町及び美里町に限る。)の場合は、「現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書」(様式1)を町長に提出しなければならない。

2 緩和措置を行う条件

1の条件を満たした工事に対し、次に掲げる事項をすべて満たす工事について、現場代理人の兼務ができるものとする。ただし、発注者が安全管理上、常駐規定の緩和ができないと判断した場合は、この限りでない。

- 1) 発注者との連絡体制が確保されていると認められること。
- 2) 常にどちらかの工事に常駐していること。
- 3) 必要に応じ、代理の者を配置する等、工事の進捗、安全管理に支障が生じない対策が採られていること。

3 緩和措置の申請

受注者は、現場代理人の兼務を行おうとする場合は、申請書に1件の工事が兼務可能であることを確認できる書類を添付し、町長に提出するものとする。(様式2)

4 その他

2の条件が守られていない等、兼務に支障があると認められた場合、発注者は兼務の承認を取り消すことができる。

5 施行

この取扱いは、平成24年10月1日以降に公告または指名通知を行う建設工事から適用する。

この取扱いは、令和2年4月1日以降に公告または指名通知を行う建設工事から適用する。

この取扱いは、令和6年4月1日以降に公告または指名通知を行う建設工事から適用する。